

# 益田市使用料及び手数料の設定に関する基本方針

令和元年 1 2 月

益田市

益田市は、益田市行財政改革実施計画（継続改革期間）（平成29年3月策定）において、歳入の確保に向けた使用料・手数料の適正化を定め、「料金の見直しサイクルのルール」と、算定基準の見直し・明確化を進めることとしています。

このことを踏まえ、行政が提供するサービスにおける受益と負担のあり方や負担額の設定根拠を明確にし、市民に対する説明責任を果たしていくため、「益田市使用料及び手数料の設定に関する基本方針」を策定することとしました。

## 目 次

1	使用料及び手数料の設定における基本方針	1
(1)	使用料・手数料とは	1
(2)	使用料・手数料の設定における基本的な考え方	1
(3)	使用料・手数料の設定の基本項目	2
(4)	基本方針の適用	2
(5)	適用除外	2
2	使用料・手数料の設定手順	3
(1)	使用料の設定	3
(2)	手数料の設定	6
3	減免基準の設定	7
(1)	使用料の減免基準	7
(2)	手数料の減免基準	7
4	調整項目	9
(1)	利用者区分の設定	9
(2)	類似サービス等との比較	9
(3)	祝日等の利用及び利用時間帯の別に係る調整	9
(4)	利用単位の設定	10
(5)	端数の処理	10
(6)	指定管理者制度の導入施設における利用料の設定	10
(7)	手数料の設定における調整	10
5	受益者負担の急激な変動に対する措置	11
6	その他	11
(1)	法令、税制等の改正への対応	11
(2)	その他の雑入の取扱い	11
別記	使用料基準額の算定の例	12

## 1 使用料及び手数料の設定における基本方針

### (1) 使用料・手数料とは

使用料・手数料は、普通地方公共団体が、法令を根拠として、所有する財産の維持管理や実施する事務に係る経費について、その利用により利益を受ける者（＝受益者）から徴収する費用をいいます。

それぞれの内容、根拠法等は次のとおりです。

区分	内容・根拠法	例
使用料	行政財産の使用又は公の施設の利用について徴収する費用 (地方自治法第225条)	各種施設の使用料、市営住宅家賃、水道料金など
手数料	特定の者のためにする事務について徴収する費用 (地方自治法第227条)	戸籍関係書面の交付手数料、建築確認等申請の審査手数料など

### (2) 使用料・手数料の設定における基本的な考え方

使用料・手数料の適正化に向け、設定における基本的な考え方を次のように整理します。

#### ア 公平性・・・受益者負担の原則

使用料・手数料は、行政サービスを利用する特定の受益者が存在します。そのため、サービスの実施に係る経費を全て税金で賄うこととした場合、受益者とサービスを利用しない人との間で、不公平が生じることとなります。

このことを踏まえ、負担の公平性を確保する観点から、「受益者負担」を基本原則として、受益の範囲内で応分の負担を求めるものとします。

#### イ 透明性・・・算定方法の明確化

負担の公平性は、受益者間でも確保されなければなりません。また、市は、設定金額について、受益者とサービスを利用しない人の双方に対し、説明責任を果たす必要があります。

以上のことから、各種の使用料・手数料を横断的に網羅する統一的な基準を定め、算定方法を明確にします。

#### ウ 低廉性・・・定期的な見直し

受益と負担の公平性は、地域・社会の経済情勢・財政状況の変化の影響を受けるものといえます。加えて、市は、常に公共施設の運営改善、行政サービスの質の向上に取り組む必要があります。

そのため、設定した使用料・手数料についても、サービス内容の変更（施設利用時間の変更等）に伴う金額の見直しのほか、原則として3年ごとに算定方法の見直しを行い、負担の公平性の確保に係る継続的な検証に努めます。

(3) 使用料・手数料の設定の基本項目

上記(2)に掲げた基本的な考え方を踏まえ、使用料・手数料の適正化のため、本基本方針において次の基本項目を明確に定めるものとします。

- ・総額の積算根拠及びコストの算定方法
- ・施設の性質別分類と受益者負担割合
- ・統一的な減免基準
- ・サービス種別、利用区分、目的等の調整項目及び留意事項
- ・見直しに伴う負担増に係る激変緩和措置

(4) 基本方針の適用

本基本方針を適用する使用料及び手数料の区分及び範囲は、次に掲げるものとします。

ア 適用区分

令和3年4月1日以後に提供されるサービスに係る使用料及び手数料

イ 適用範囲

市の条例により定める使用料及び手数料

(5) 適用除外

次のアからウまでのいずれかに該当する使用料・手数料については、本基本方針に基づく設定がなじまないため、これを適用しないものとします。

ア サービスの提供の統一的な取扱いを図るため国、県等において定める利用者負担の基準、算定方法等に基づき定めているもの

イ 益田市行政財産使用料条例等を根拠として定めているもの

ウ 長期的な管理運営・経営計画の中で定めており、個別に検討を要するもの

## 2 使用料・手数料の設定手順

### (1) 使用料の設定

使用料は、次の計算式により「使用料基準額」を算定した後、類似のサービスや同種の民間サービス、近隣の地方公共団体における使用料との比較等により必要な調整を行った上で設定するものとします。

$$\text{使用料基準額} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

#### ア 使用料原価

算定に用いる「使用料原価」は、次の計算式により求めます。

$$\text{使用料原価} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費} + \text{その他経費}$$

#### イ コスト算定

「使用料原価」の人件費等のコストは、次のように算定します。

種 別	内 容
人件費	<p>正規職員の勤務等に係る経費：給料、職員手当（扶養・管理職・特殊勤務・期末勤勉・通勤・住居・児童手当）、負担金（共済、災害補償基金）、退職給与引当金繰入等</p> <p>非常勤・臨時的任用職員の雇用に係る経費：職員賃金、共済費、退職給与引当金繰入等</p> <p>※算定年度における前々年度の普通会計決算額における平均単価を使用する。</p>
物件費	<p>当該業務において毎年度直接的に必要な経費（需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料等）（注1）</p> <p>※需用費（消耗品費、原材料費等）又は減価償却費で計上するものを除く。</p>
維持管理費	<p>施設の機能を維持するために行う補修工事等の経費（需用費又は減価償却費で計上するものを除く。）（注1）</p>
減価償却費	<p>減価償却資産（建物、建物附属設備、機械装置、器具備品等）の減価償却に係る経費（建物取得の際の起債を当て、その償還金の交付税算定において減価償却費を算入しているというような、算入すべきでない特別な事由がある場合を除く。）（注2）</p> <p>※取得に要した金額を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間で分割して計上する。</p> <p>※世代間の公平性の観点から、新地方公会計制度に基づく「定額法」により算定する。</p> <p>※償却期間の最終年においては、残価として1円を残す。</p>

	<p>【参考】 「事務所」の耐用年数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>躯体部分</th> <th>耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨・鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>鉄骨コンクリート</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート コンクリートブロック</td> <td>41年</td> </tr> <tr> <td>プレストレスコンクリート プレキャストコンクリート</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨造</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>24年</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(総務省 平成28年5月改定版)の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」より抜粋</p>	躯体部分	耐用年数	鉄骨・鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート	50年	鉄骨コンクリート	38年	無筋コンクリート コンクリートブロック	41年	プレストレスコンクリート プレキャストコンクリート	50年	鉄骨造	38年	軽量鉄骨造	30年	木造	24年
躯体部分	耐用年数																
鉄骨・鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート	50年																
鉄骨コンクリート	38年																
無筋コンクリート コンクリートブロック	41年																
プレストレスコンクリート プレキャストコンクリート	50年																
鉄骨造	38年																
軽量鉄骨造	30年																
木造	24年																
その他必要経費	上記以外で、使用料・手数料に関する事務において直接的に必要な経費																

(注1) 使用料原価のコスト算定に当たっては、物件費・維持管理費・その他経費は、税抜価格で算定します。(総額に対して消費税を算定)

(注2) 減価償却費の原価への算入については、自治体ごとに扱いが異なります。これは、公共施設、設備等の取得に係る経費を受益者負担とすべきか、市民全体の負担とすべきかという考え方の違いによるものです。

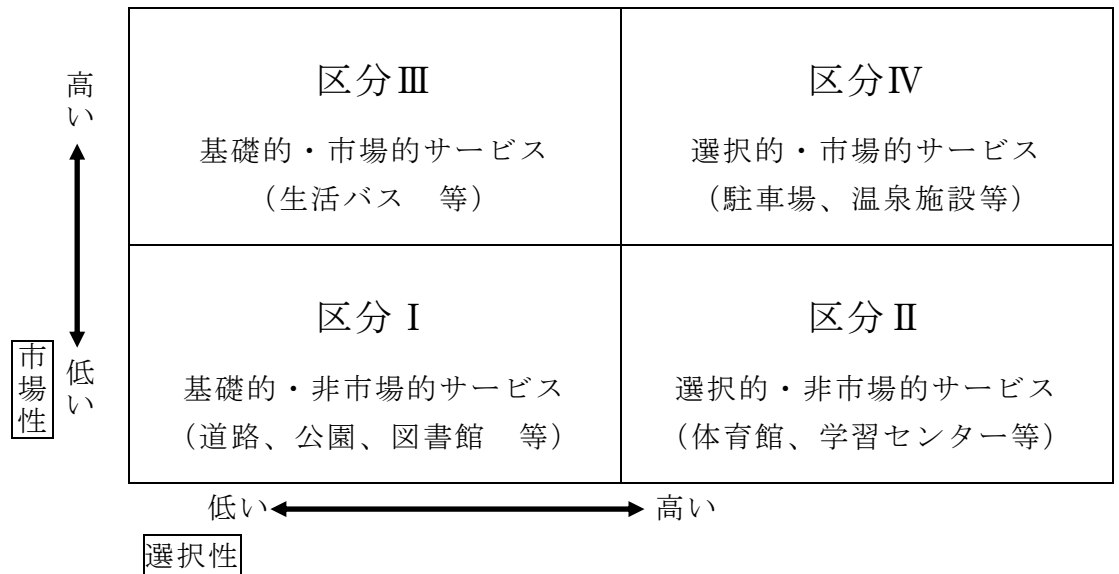
益田市においては、一旦減価償却費を直接の受益者の負担として計上した後、ウに定めるサービスの公共性・市場性等による受益者負担割合の設定により調整することとします。

なお、次に掲げるコストは、「使用料原価」には算入しません。

種別	原価に算入しない理由
土地の取得に要した費用	土地は、年数の経過で資産価値が減少するものではないため、他の有形固定資産のような減価償却の考え方は当てはまらない。 また、例え施設が廃止された後でも市(市民全体)の資産として残るものであるため、使用料原価に算入することが適切ではない。
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用	災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用、通常サービス提供に直接関連する費用以外で一時的・臨時的に要した費用等は、特定の受益者から徴収することが適切ではない。

ウ 受益者負担割合

市が提供するサービスは、道路など広く市民生活に必要で、市場原理によっては提供されにくいサービスから、駐車場の運営のように特定の受益者があり、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたります。そこで、使用料の徴収に係る公共サービスの性質に着目し、サービスが基礎的か選択的か（選択性）、及び市場的非市場性（市場性）により、4つの区分を設け、受益者負担の割合を設定するものとします。



上記区分ごとの受益者負担割合は、次のとおりとします。

区分	受益者負担割合	理由
区分Ⅰ	0%	選択性が低い（公共性が高い）サービスで、市民の誰もが利用者となり得るもの
区分Ⅱ	50%	選択性が高い（公共性はやや低い）サービスで、ある程度利用者は限定されるが、市場性が低い（類似の民間サービスが少ない）もの
区分Ⅲ	50%	選択性が低い（公共性が高い）サービスで、主に行政が提供しているが、民間にも類似のサービスがあるもの
区分Ⅳ	100%	選択性が高い（公共性はやや低い）サービスで、ある程度利用者が限定され、かつ、民間にも類似のサービスがあるもの

アからウまでを踏まえた使用料基準額の算定の例を、別記に掲げます。

(2) 手数料の設定

手数料の設定は、(1)の使用料の設定に準じて行います。ただし、手数料は、特定の受益者の求めに応じ行われる事務の対価という性質を持つことから、原価算定の対象コストの全額を受益者の負担（受益者負担率100%）とします。

$$\text{手数料基準額} = \text{手数料原価} = \text{人件費} + \text{物件費（注）} + \text{その他経費}$$

(注) 手数料原価のコスト算定における物件費・その他経費に係る消費税の扱いは、次のとおりとします。

- ① 消費税法第6条別表1の五に定める非課税となる手数料：税込価格により物件費等を算定
- ② 課税対象となる手数料：税抜価格で物件費等を算定（総額に対して消費税を算定）



### 3 減免基準の設定

使用料・手数料の減免は、「受益者負担の原則」に照らせば、例外的な運用となります。また、その減収分は市税を含む公費によって賄うことになります。したがって、その適用は、利用する施設やサービスの性質、利用目的の公共性、受益者の負担能力等の諸条件を勘案しつつ、慎重に行われる必要があります。

以上を踏まえ、減免の対象及び割合の基準を次のように定めるものとします。ただし、施設・サービスごとの事情や生活保護法による公的扶助を受ける方が利用する場合等、公共性及び必要性を考慮した上で、これらの基準を大きく逸脱することのない範囲において、減免の規定を設けることができるものとします。

#### (1) 使用料の減免基準

使用料の免除については、原則として、公的団体による公共目的又は教育活動での使用に限定します。

減額については、その活動を支援することが公共の目的に沿うものと認められる法人、団体等（下表において「公共的団体」という。）による使用について、上限を5割（受益者負担と公費負担の等分を限度）として適用することを基本とします。

ただし、当該使用に係る事業において参加者から入場料、参加料等を徴収する場合や、市から補助金等の交付を受けて実施する事業で使用する場合については、減免を適用しないものとします。

基準	項目	理由
免除	市の行政委員会等（教育委員会、選挙管理委員会等）が使用する場合	公共目的
	国又は他の地方公共団体、公共的団体等が、市が関連する施策の遂行のために使用する場合	公共目的
	市内の小中学校又は中学校が、教育活動（部活動を含む。）の一環として学校施設を使用する場合	教育活動
減額 (上限5割)	公共的団体が使用する場合	活動支援
	市内の幼児、小学生、中学生、高校生を主な構成員とする団体が使用する場合	活動支援

#### (2) 手数料の減免基準

手数料の減免については、特定の受益者の求めに応じ行われる事務の対価という手数料の性質に鑑みて、より慎重な取扱いが必要です。

そのため、手数料の減免は、国又は他の地方公共団体その他の公共団体の公用・公共の利用に関するもの、法令に減免の定めがあるもの（これに準じて市の条例で定める場合を含む。）及び災害、病気等負担の軽減につき真に必要性が認められるものについて適用することを原則とします。

なお、減額の上限は、使用料と同様に5割を基本とします。

基準	項目
免除	国又は他の地方公共団体その他の公共団体が、公用又は公共の目的で利用する場合
	法令の定めるところにより無料の取扱いをする場合（これに準じて市の条例で定める場合を含む。）
	災害、病気等により負担を免除する必要がある場合
減額 (上限 5 割)	法令の定めるところにより減額の取扱いをする場合（これに準じて市の条例で定める場合を含む。）
	災害、病気等により負担を軽減する必要がある場合

## 4 調整項目

使用料・手数料の設定に当たっては、2により算定した基準額によることを原則としますが、とりわけ使用料の設定において、「負担の公平性」の確保という観点から、サービス利用者の年齢階層や個人・団体等の利用者区分や、類似のサービス・同種の民間サービスとの比較、近隣の地方公共団体における金額設定との比較等により、適切な調整が行われることが望ましい場合があります。

また、市有施設の取得や維持管理が、市税等の公費で賄われることに鑑みて、市内・市外といった居住地の別、営利・非営利等の利用目的の別等による使用料の割増しについても、検討を行う必要があります。

以上のことから、使用料の設定における調整を行うこととする場合の基本的な調整項目及び当該項目ごとの基準について、次のように定めます。

### (1) 利用者区分の設定

利用者区分の別	基準
市民・市民以外の居住地の別	市民以外の利用割増は、市民料金の2倍を上限とする。ただし、2の(1)により定める使用料原価を超えないものとする。
個人利用・団体利用の別	団体割引率は、個人利用料金の20%以内とする。
年齢階層の別	次の階層区分及び負担割合を基本とする。 ア 乳幼児：無料 イ 小学生～高校生：一般利用者の5割上限
営利・非営利等の利用目的・形態の別	営利を目的とした利用又は入場料、参加料等を徴収する場合は、次の区分及び割合により利用割増を設定する。ただし、2の(1)により定める使用料原価を超えないものとする。 ア 営利利用：非営利利用の2倍上限 イ 入場料等徴収：徴収しない場合の3倍上限

### (2) 類似サービス等との比較

類似のサービス・同種の民間サービスとの比較、近隣の地方公共団体における使用料の設定との比較を行った結果、著しく均衡を失っており、利用率の低下や、民間の営利事業を不当に圧迫する恐れがある場合においては、本基本方針に定める基準を大きく逸脱することのない範囲において、必要な調整を行うものとします。

### (3) 祝日等の利用及び利用時間帯の別に係る調整

施設・サービスの利用に当たり、土曜日、日曜日又は祝日や、特定の時間帯に利用が集中する場合は、平日料金との格差の設定、時間帯ごとの格差の設定等による利用の均等化について検討するものとします。

(4) 利用単位の設定

施設・サービスの使用料の設定においては、時間、回数、個数等の利用単位について、利用実態に基づいて、現実的かつ妥当な数量とします。

(5) 端数の処理

使用料に1円単位の端数が生じる場合、徴収事務を行う側、負担する受益者側ともに煩雑な支払手続を行うこととなります。

使用料の設定においては、使用料原価は1円単位とし、円未満の端数を切り捨て、使用料基準額を算定します。その上で、当該基準額について、10円単位を基本として、10円未満を切り捨てる調整を行うものとします。

ただし、利用単位等を勘案して、このような端数処理による設定がなじまないものについては、これを除きます。

(6) 指定管理者制度の導入施設における利用料の設定

指定管理者制度を導入している施設の利用料は、市が本基本方針に基づき定める使用料基準額の範囲内において、前各号の調整項目を考慮しつつ、市と指定管理者の間で協議して定めるものとします。

(7) 手数料の設定における調整

手数料については、受益者負担割合が設定されず、また、曜日・時間帯による利用の集中も生じないため、利用者区分、曜日・時間帯等の別による調整は想定しません。

ただし、(2)の類似サービス等との均衡、(4)の利用単位の設定及び(5)の端数の処理については、使用料の設定と同様の調整を検討するものとします。

## 5 受益者負担の急激な変動に対する措置

1 (2)のウにおいて、使用料・手数料の定期的な見直しを定めていますが、当該見直しにより、急激な受益者負担の増加や施設の収支バランスの悪化が生じることがないように配慮する必要があります。

そのため、見直しに基づく使用料・手数料の改定に際しては、次に定める改定率の上限及び下限を基準として、激変緩和措置を検討するものとします。

見直し前の使用料等	増額改定の上限	減額改定の下限
100円以下	現行料金の1.5倍	現行料金の0.5倍
100円を超え500円以下	現行料金の1.4倍	現行料金の0.6倍
500円を超え2,000円以下	現行料金の1.3倍	現行料金の0.7倍
2,000円を超え10,000円以下	現行料金の1.2倍	現行料金の0.8倍
10,000円を超える	現行料金の1.1倍	現行料金の0.9倍

## 6 その他

### (1) 法令、税制等の改正への対応

法令改正、消費税率の改定を含む税制改正等が行われた場合には、関係法令の定めるところに従い、これを基準手数料・基準使用料に適正に反映させます。

この場合においても、法令等による改定に便乗した不当な増額等の疑義を抱かれることがないように、明確な算定の下で使用料・手数料を設定します。

### (2) その他の雑入の取扱い

本基本方針に基づく使用料・手数料の算定の取扱いは、使用料・手数料以外の市の雑入（印刷機利用料、自動販売機取扱手数料、広告収入等）について準用します。

## 使用料基準額の算定の例

## ①会議室等の使用における使用料基準額の算定

(使用例：会議室、研修室、ホール等の使用—個人単位での利用でないもの)  
 会議室等の使用に係る「使用料原価」は、施設全体の年間の維持管理経費（会議室等の貸出に係る部分に限る。）から、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$  時間当たりの維持管理経費を算出し、使用する会議室等の面積・使用時間に乗じて算定します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 室当たりの使用料原価} &= \text{貸出施設の運営経費（人件費＋物件費} \\ &\quad \text{＋維持管理費＋減価償却費＋その他経費）} \\ &\quad \div \text{貸出面積の合計} \\ &\quad \div \text{年間開館時間} \\ &\quad \times \text{使用面積（m}^2\text{）} \\ &\quad \times \text{使用単位（時間）} \end{aligned}$$

このようにして算定した「使用料原価」に、2 (1) のウに定める受益者負担割合を乗じたものが「使用料基準額」となります。

## ②資料館の入館等における使用料基準額の算定

(使用例：歴史民俗資料館の入館等—個人単位で利用するもの)  
 資料館等の入館に係る「使用料原価」は、施設全体の年間の維持管理経費（資料及び施設の管理及び入館受付等に係る部分に限る。）から、過去3年間の平均による入館者1人当たりの維持管理経費として算出します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 人当たりの使用料原価} &= \text{貸出施設の運営経費（人件費＋物件費} \\ &\quad \text{＋維持管理費＋減価償却費＋その他経費）} \\ &\quad \div \text{年間入館者数（過去3年平均）} \end{aligned}$$

受益者負担割合の取扱いは、①と同様です。

## ③施設備品等の使用における使用料基準額の算定

(使用例：体育館の備品・設備の使用等—個数・台数単位で利用するもの)  
 施設備品等の使用に係る「使用料原価」は、貸出備品・設備等の維持管理経費（管理及び貸出の業務に係る部分に限る。）から、過去3年間の平均による利用者1人当たりの維持管理経費として算出します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 人当たりの使用料原価} &= \text{貸出施設の運営経費（人件費＋物件費} \\ &\quad \text{＋維持管理費＋減価償却費＋その他経費）} \\ &\quad \div \text{年間利用者数（過去3年平均）} \end{aligned}$$

受益者負担割合の取扱いは、①と同様です。